

○天理市トレイルセンター条例

平成28年 3 月 24日 条例第24号

天理市トレイルセンター条例

天理市トレイルセンター条例（平成12年 3 月天理市条例第18号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 東海自然歩道を訪れるハイカー等の利便に供するため、情報提供機能及び休憩機能を備えた利用拠点施設として、本市にトレイルセンターを設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 トレイルセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市トレイルセンター	天理市柳本町577番地 1

（事業）

第 3 条 天理市トレイルセンター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- （1） 観光情報の提供、宣伝及び収集に関すること。
- （2） 地域の魅力を発信するための特産物等の展示及び販売、飲食物の提供並びにイベントに関すること。
- （3） 休憩施設としてのサービスに関すること。
- （4） その他必要な事業

（指定管理者による管理）

第 4 条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定によりセンターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（開館時間及び休館日）

第 5 条 センターの開館時間及び休館日については、規則で定める。

(入場の制限)

第6条 指定管理者は、センターに入場しようとする者又は入場した者が次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒否し、又は退場させることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認めるとき。
- (3) 施設、設備等を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき。
- (4) 他人に迷惑又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (5) 管理上支障があると認めるとき。
- (6) その他不適當と認めるとき。

(利用料金)

第7条 センターの設備のうち、別表に掲げる設備を利用しようとする者は、指定管理者にセンターの設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を利用の際に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 地方自治法第244条の2第8項の規定により、市長は、指定管理者に第1項の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(自主事業)

第8条 指定管理者は、センターの設置の目的の範囲内で自主事業を営むことができる。

(損害賠償等)

第9条 センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その原状回復義務又

は賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

設備利用料金

シャワー利用料金（1回につき）	100円
-----------------	------